



4	該当事項はありません。	公認会計士として長年にわたり培われた財務・会計・監査に関する深い造詣に加え、企業経営および社外役員としての豊富な経験に基づく高い見識を有しています。これらの知見に基づき、財務・会計領域にとどまらず、ポートフォリオ変革やリスクマネジメントなど経営全般にわたりの確かな指摘および有益な助言を行っています。また、昨年度は監査等委員会委員長として監査等委員会の運営を主導し、経営全般の監視機能を強化するとともに、当社のコンプライアンス水準の維持・向上にも大きく貢献しました。今後も監査等委員である社外取締役として、同氏の豊富な経験と高い見識を活かし、客観的かつ独立した立場から当社の重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督、ならびに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に資すると判断しています。なお、当社が定める独立取締役の要件および証券取引所が定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
5	社外取締役の南多美枝氏は、当社と取引のあるスリーエムカンパニーの出身ですが、同社と当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満であり（2026年3月期実績）、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	グローバル企業においてヘルスケア事業、産業材関連事業、複数地域の統括責任者として幅広い経験と知見を有しています。当社の取締役会および監査等委員会においては、グローバルに複数事業を展開する企業での豊富な実務経験と深い知見に基づき、オペレーションや内部統制強化などを含むグローバル視点での的確な指摘および有益な助言を行っています。今後も監査等委員である社外取締役として、同氏の豊富な経験と高い見識を活かし、客観的かつ独立した立場から当社の重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督、ならびに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に資すると判断しています。なお、当社が定める独立取締役の要件および証券取引所が定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
6	該当事項はありません。	弁護士として長年にわたり知的財産権、コンプライアンスをはじめとする企業法務全般に関する高い専門性を培うとともに、豊富な社外役員経験を通じて、経営視点や企業内監査体制に関する深い知見を有しています。当社の取締役会および監査等委員会においても、コンプライアンスや内部統制の観点から、的確な指摘および有益な助言を行っています。今後も監査等委員である社外取締役として、同氏の豊富な経験と高い見識を活かし、客観的かつ独立した立場から当社の重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督、ならびに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に資すると判断しています。なお、当社が定める独立取締役の要件および証券取引所が定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。

#### 4. 補足説明

<p>独立取締役の要件（当社が定める「独立取締役規則」の概略を記載したものです）  *以下、「帝人グループ」とは、(i)「帝人（株）」、(ii)「帝人（株）の子会社」、(iii)「イコールパートナーシップによる合併会社」を総称します。  帝人グループと重大な利害関係がない者であることをいいます。  以下の(a)から(e)に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、帝人グループと重大な利害関係のない独立取締役であるとみなします。</p> <p>(a) 帝人グループの内部従事者・内部出身者  (b) 帝人グループに対する専門的サービス提供者  (c) 帝人グループの顧客・取引先としての関係を有する者  (d) 帝人グループと「取締役・監査役の相互兼任」の関係を有する者  (e) 帝人グループとその他の利害関係を有する者</p> <p>上記(a)から(e)に掲げる者に関する内部詳細基準  (a) 「帝人グループの内部従事者・内部出身者」に該当する場合  (1) 本人が、帝人（株）の社外取締役として、会社法上の要件（会社法第2条1項15号をご参照ください）を満たさない場合  (2) 本人が、帝人グループの取締役（これに準ずる「経営幹部」（*1）を含む）である場合または過去5年以内にそうであった場合  (3) 本人の「家族」（*2）が、現在、帝人グループの取締役（これに準ずる「経営幹部」を含む）である場合  (4) 「帝人グループに対する専門的サービス提供者」に該当する場合  (b) 本人またはその「家族」が、帝人グループに会計監査業務を提供し、若しくは過去5年以内に提供していた場合、または、帝人グループに会計監査業務を提供している監査法人に現在所属し、若しくは過去5年以内に所属していた場合  (2) 本人またはその「家族」が、現在または過去3年以内に、帝人グループに会計監査業務以外の次の業務を提供し、かつ、700万円（もしくは6万ドル）以上の報酬を受けていた場合  (i) 弁護士、(ii) 税理士、(iii) 弁理士、(iv) 司法書士、(v) 経営・財務・技術・マーケティング等に関するコンサルタント  (c) 「帝人グループの顧客・取引先としての関係を有する者」に該当する場合  本人が、現在、帝人グループの「主要な顧客・取引先」（*3）である国内外の会社その他営利団体の取締役（これに準ずる「役員・上級幹部」（*4）を含む）に現在就任している場合  (d) 「帝人グループと『取締役・監査役の相互兼任』の関係を有する者」に該当する場合  本人が取締役に就任している国内外の会社または取締役等に相当する役員に就任している営利団体において、帝人グループの取締役もしくは監査役が、その取締役もしくは監査役またはこれらに相当する役員に就任している関係にある場合  (e) 「帝人グループとその他の利害関係を有する者」に該当する場合  (1) 本人または「家族」が、現在、帝人グループから100万円以上の寄附・融資・債務保証を受けている場合  (2) 本人または「家族」が、現在、帝人グループのいずれかから100万円以上の寄附・融資・債務保証を受けている国内外の会社その他の営利団体の取締役（これに準ずる「役員・上級幹部」を含む）に就任している場合  上記における用語の定義は以下のとおりです。</p> <p>*1（取締役に準ずる）「経営幹部」とは、監査役、執行役員および部長を超える重要な使用人  *2「家族」とは、配偶者、子供および2親等以内の血族・姻族  *3「主要な顧客・取引先」とは、売買を含むすべての年間取引総額が、過去3年間で一度でも連結総収入の2%を超えるもの（帝人グループが売り手の取引は帝人（株）の連結総収入、買い手の場合は相手方の連結総収入に基づく）  *4（取締役に準ずる）「役員・上級幹部」とは、監査役、執行役員、部長を超えるその他の重要な使用人および相談役・顧問</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
  - ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
  - ※5 独立役員を選任理由を記載してください。
  - ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。